



Title	日中会計制度の違いとは：日中対照方法の模索
Author(s)	中山, 大知
Citation	平成27年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書. 2016
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54673
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

平成 27 年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書

ふりがな 氏名	なかやま だいち 中山 大知	学部 学科	外国語学部 外国語学科	学年	3 年			
ふりがな 共同研究者名		学部 学科		学年	年			
					年			
アドバイザー教員 氏名	許衛東 准教授	所属	経済学研究科					
研究課題名	日中会計制度の違いとは ～事例から見える“チャイナリスク”～							
研究成果の概要								

【序論】

近年「中国」は国際経済におけるプレゼンスを急速に拡大させている。それに伴い日本企業の進出には「チャイナリスク」が付きまとうとよく言われる。しかし、この「チャイナリスク」は果たして実際に存在するのか。さらに中国特有のものなのか。これが本研究の課題意識である。

そこで最終目標として設定したのは、経済発展が進む中国においてこれから拡大が予想される日中企業間の共同投資事業ないし M&A 案件における財務管理・会計管理の課題を「チャイナリスク」として事例から摘出すると同時に、チャイナリスクを再分析することとした。

よって、まず日中会計を制度面における相違点から分析したが、制度自体は国際財務報告基準(IFRS)によりグローバルスタンダードなものに収斂されている。これからの中日会計の課題としては、中国会計制度の運用面におけるリスクに正確に対処する必要があると考察した。

よって、本稿では中国会計の制度面での相違と運用面での相違の両面について述べた。制度面の相違点については専門書により理解を深めた。一方、運用面においては LIXIL 社・江守グループホールディングス社（以下では江守 HD と表記）の事件を分析対象として用いた。分析においては今後の日中企業間の共同投資事業ないし M&A 案件にどのようなリスクがあるかということに主眼を置く。また日本企業は「チャイナリスク」をどのように捉え、対処していくべきなのか、事例から考察する。

研究計画

2015 年 7~9 月

日中会計制度の理解を深める。その中でそもそも財務諸表の数字が恣意的に変えられているという会計不正が中国社会に頻発しているという問題に着目する。その問題は会計制度の違いが要因なのか、それともその運用環境の相違によるものなのか。この点が本稿の一つの要点であった。

「チャイナリスク」に対する定義づけを行い、今後の研究方針を策定する。そして LIXIL での事例を分析する。また江守 HD の事例との共通点・相違点に着目しながら進めた。

2015 年 10 月

LIXIL・江守 HD の事例の相違点・共通点の体系的整理。そこから有効な対策法の考察をした。チャイナリスクの再分析を行う。

2015 年 11 月

報告書・報告資料の作成・さらなる疑問点・予想課題点を洗い出し研究のまとめに入る。

研究方法

日本と中国の会計の相違点について、制度面からの分析は専門書を用いて洗い出し、まとめを行つ

た。一方、後半の日本と中国の会計の制度運用面における相違点については様々な要因が関係していると予想されたので、2015年に発生した二つの事例を用いて具体的に分析することによって明らかにしようとした。Jetro 大阪への聞き込み調査や文献調査により分析を進めた。

【本論】

1章. 日中会計の違いとは

国際的にグローバルスタンダードなものに改めようという動きがある。国際財務報告基準（IFRS）とのズレが日中両国にあり対処が必要である。以下の3点を日本企業の留意点として示したい。

①売上計上基準

中国会計は国際会計基準との一致が見られ、IFRSとの日本基準の相違と同様に捉えられる。

中国基準では以下の5つの条件を同時に満たすとき、売上（収益）計上を行う。

表1（中国における売上計上基準）

- I. 商品の所有に伴う重要なリスクと経済価値を買手に移転したこと。
- II. 販売した商品に対する継続的な管理上の関与と有効な支配を持たないこと。
- III. 収益の全額は信頼性を持って測定できること。
- IV. その取引により、経済利益（便益）が企業に流入する可能性が高いこと。
- V. その取引による発生原価を信頼性を持って測定できること。

それに対して、日本基準には明確な売上計上基準が存在せず、普遍的な売上（収益）の定義もなく、それぞれの形態により運用を任せているのが実態である。

②貸倒引当金計上

中国において、2001年までの旧会計制度では、中国内資企業については制限なしに、外資企業については金融業のみに貸倒引当金は認められていたが具体規則がなかった。そのため、企業所得税法による会計処理を必要としていた。外資金融業については債権残高の3%の範囲内で計上が認められ、内資企業では0.5%まで計上が認められていた。しかし、新制度においてはそのような制限が撤廃されて法定繰入率ではなく、自主的に貸倒実績率等の試算を踏まえて自主決定することが可能となった。

一方、日本では期末資本金1億円以下の中小企業については、法定繰入率による繰入額もしくは貸倒実績率等の試算による繰入額の有利な方を選択して、貸倒引当金計上が可能となった。それ以外の大企業においては、後者の方法のみでの計上となる。

③のれん処理

新基準において国際基準の流れと同様に、のれんを償却せずに少なくとも各期末に減損テストを行い、減損時には減損引当金の計上を行う方法が採用されている。また、マイナスののれんについても、留保利益として処理することになっている。

それに対して、日本基準では20年以内に償却するとともに、減損会計も行う。ここは、IFRSとの違いとしても非常に重要なポイントである。

日中会計には以上の相違点が見られた。しかし中国では、そもそも会計報告の際に提出される“財務諸表”自体に誤りが見られるという“会計不正”がある。そこで、中国の独特的商習慣や会計制度の運用面の違いにより日本とは異なった状況を招いているのではないかと私は推察した。そのため今年2015年に発生した具体的な二つの会社の事例を用いることで、この現状をより深く解明しようと考えた。では、その際によく言及されるこれらの“チャイナリスク”という存在は一体どのようなものか、以下で定義をした。

2章. “チャイナリスク”とは

一般的に“チャイナリスク”としては以下の3つに大別できることが知られている。

『I. カントリーリスク』とは、中国という国家体制自体に潜むリスクであり、いわば中国自体の信用度といえる。具体的には、政治システムの安定性・対外関係・経済発展性の見込み・少子高齢化などの中国社会問題などが挙げられる。

『II. オペレーションリスク』とは、中国において事業運営する際に実務的な面でのリスクと想定されるものである。具体的には、知的財産権についての意識差・税務、会計リスク・売掛債権回収の困難さなどが挙げられる。

『III. セキュリティリスク』とは中国社会と付き合う際に生じる人やモノの「安全」を脅かすリスクである。具体的には、対日抗議行動による現地社員の安全確保や情報セキュリティー対策などが挙げられる。

一つ目と三つ目については、個々の企業が個別に対応して解消できるものではなく、中国という国家もしくは国際社会が解決しなければならないものである。

そこで、私は個々の企業が可能であると考えられるオペレーションリスクが表面化した二つの事例について、以下で分析を行いたい。

3章. オペレーションリスクから生じた問題～LIXIL・江守HD事件の概要～

本研究において特に取り上げるのは、図1のオペレーションリスクの中でも財務リスク・営業販売リスクの二つが関係しているものである。

まず LIXIL 事件では財務リスクが関係している。この事件の概要是、LIXIL が 2014 年の GROHE 買収時に取得した孫会社の中国 JOYOU 社の不正会計によって、今後 3 年間の損失累計額 662 億円を被り企業価値を毀損したというものだ。これは「粉飾決算」という財務会計リスクを表している。

次に江守 HD の事件では財務リスクと営業販売リスクが関係している。ここでは中国子会社の粉飾の問題に加えて、さらに中国の商習慣による「売掛債権回収の困難さ」が密接に影響を与えている。同社が中国子会社の経営を中国人経営者に任せていたところ、代金未回収や不正会計等の問題が起きて、そのための特別損失・引当金計上による債務が利益を上回り、本社が債務超過に陥り民事再生法を申請しなければならない状況を引き起こしたというものであった。

4章. 各事例の分析～何が原因か～

① LIXIL 事件

中国 JOYOU 社の創業者の蔡建設・蔡吉林父子による簿外債務による不正会計が発端である。この簿外債務の問題に関しては、中国進出の一つのリスクとして意識する必要があると考えられる。中国において財政部（日本で言う財務省）公告の調査結果から 2000 年～2004 年までの調査では抽出調査された上場企業の 10~14% 程度に簿外取引の存在が確認されたのである。⁽¹⁾ 日本のそれ（全上場企業の中で 4%）と比較しても非常にこの値が高いことが分かる。（KPMG 調査より）

オペレーションリスク	貿易制度	複雑な通関の手続き 時間を要する通關 不明確な検査制度 不十分な通達・規制内容の周知徹底 輸入品に対する高開税、非開税障壁 報税または不明確な税金制度
	投資制度	政府の不透明な政策運営 外資誘致措置の不確実性 外資に対する規制 信頼かつ不透明な許認可
知的財産権		不十分な知的財産権保護 技術流出リスク 機密情報の漏洩
法務問題		経済法制度の未整備、恣意的な法制度の運用 法規の急激な変更、施行までの期間の短さ 法規の過去への適用 独占禁止法の不透明な運用
雇用・労働		労働法規、労働組合問題 人材（中間管理職・技術者）の採用難 従業員の離職率（ジョブホッピング） 従業員の賃金上昇 労働者の質・教育レベルの問題
財務・金融・為替		会計制度・税制の不備および運用の不透明性 税務の負担 金利リスク 資金調達・決済、対外送金に関する規制強化 為替リスク
生産		品質管理の困難さ 部品・原材料の現地調達の困難さ 限界に近づきつつあるコスト削減 調達コストの上昇 環境規制の厳格化 物流インフラの未整備 電力不足・停電
営業・販売		売掛債権回収の困難さ（与信管理） 競合相手の台頭 製造物責任（PL）およびコール レピュテーションの悪化、風評被害 在庫リスク（需要予測の困難さ）
事業再編		時間および信頼性の手続きを要する企業清算 事業撤退障壁の高さ

図 1 Jetro 資料 2013 より

では、その簿外債務に LIXIL は気づけなかったのか。それには大きく 3 つの理由があると考えられる。①LIXIL 社の M&A 戦略の早計さ②日本人特有の性善説による経営戦略③高級サニタリーメーカーである GROHE の子会社だということ・フランクフルト証券取引所⁽²⁾への上場に対する安心感によるものだと考察した。フランクフルト証券取引所への上場により、ユーロ圏最大の経済大国であるドイツにおいて資金調達が可能になるうえに、国際的な信頼性を高めたのである。

LIXIL 自身も 2015 年以降に海外売上高 1 兆円に向けて、大型 M&A を推し進めており、早計な戦略であったと言える。GROHE 社のハイブランド力により、戦略上のミスを犯したと考えられる。そのため、デューデリジェンスの不足を招き、フランクフルト証券取引所に上場していることによる安心感もあいまって、性善説による買収先決定の甘さによるものがあり、M&A 戦略のミスがあったと考えられる。

②江守 HD 事件

この事件の背景には、企業の中で内部統制をどのように進めるかという問題と中国国内における営業活動の困難さという問題が絡み合っている。

中国子会社における総経理（謝飛紅氏）の不正も同様に現地のトップが中国人だったから発生したのではなく、江守 HD による子会社統治の甘さが問題だと考えられる。では、なぜ子会社統治が甘かったのか。それこそ、日本人の“性善説による経営”と“日本の常識は世界の非常識”という現実に他ならないだろう。日本であれば、手形取引は売掛債権として主流である。当然、不渡りを出してしまふと企業の信用力を下げて、最終的には銀行取引停止処分⁽³⁾を受けて“実質破綻”につながる。それに対して、中国ではようやく罰則規定が設けられたのだが、『規定があるが、実行されない』という現状がある。しっかりと実行される段階に移るには時間がかかるのだ。

では、売掛債権の回収が難しいのは中国特有のことなのか。欧米を例にとると、中国特有ではないことであると考えられる。世界的に見ても、日本のように手形のような信用決済システムが厳格に敷かれている国は少なく、欧米では手形の利用よりも、Open Account と呼ばれる期日支払の決済システムを用いることが多い。このシステムでは、支払遅延に対しては実質罰則がなく、遅延に対して個別の罰則を契約に盛り込んだり、保険を付加したりすることによって対処する。そのため、手形取引よりも規則が緩く遅延を助長するシステムとなっている。では、そのような中でなぜ欧米企業は機能できるのか。それは、彼らが“性悪説に基づく信用調査”を根本にして取引関係を築いているからだ。つまり、各々の土地に合わせて信用力を鑑みた上で支払や取引等を決定づける。その一方で、日本企業は日本の常識で物事を捉えることで思わぬ“非常識”に見舞われることがあるのではないだろうか。

さらに、現地化を進めることができ日本企業には必要だということがよく知られているが、本ケースではその逆による矛盾にぶつかっている。一般的に日本企業の傾向としては、例えば中国進出する際に現地の経営トップ層を日本人で固めるなどして、現地人社員との間に壁を生み出してしまい、経営が

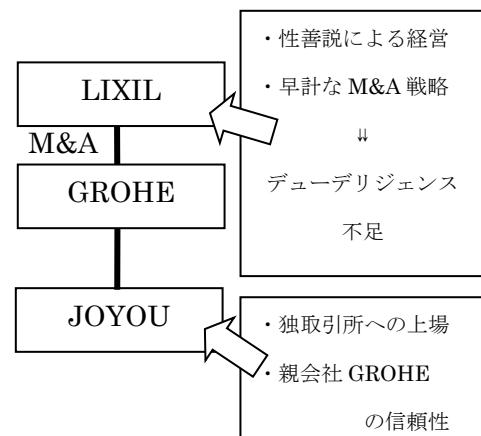


図 2 LIXIL 事件の構造

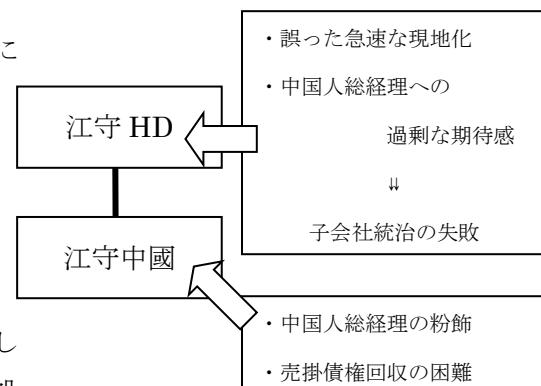


図 3 江守 HD 事件の構造

上手くいかないといったことがある。しかし、江守 HD ではそのようなことをせず中国進出に際して、謝飛紅氏を起用して相当な目をかけていたようである。本社が中国での企業経営の困難さを正確に把握できないからこそ、過度な現地化を進めたのだと考えられる。つまり、困難だと思われる子会社経営を任せにして本社のビジネス確立を急いだのだ。そのため、本社と子会社の関係性が薄まった。その結果、一旦中国子会社に疑いが出ると、本社の想定以上の損失を引き起こすことになったのだ。これは本社機能を上手く活用できておらず、まさにコーポレートガバナンスが行えていない状況である。よって、本件の原因を分析すると、売掛債権の回収の難しさと無理な現地化によるものだと分かった。

また、Jetro における聞き取り調査により以下のことも分かった。日本企業は右図のような構造となる中国国有企业に対して、その国有企业の子会社を買収する際に、被買収企業の信用調査をするのではなく、その親会社である国有企业の信頼性を信頼して買収するということが多かったようである。それからも、いかに日本企業の戦略が甘く杜撰な傾向にあったかがうかがい知れる。

【結論】

結論として、日本企業はこれからの中日企業間の共同投資事業ないし M&A 案件において会計制度面よりも制度の運用面における相違点に注視していく必要があると考えた。しかし、この相違点は本当に「中国だからこそリスク＝チャイナリスク」なのだろうか。実はこのようなリスクは他国にも見られるということが分かった。“チャイナリスク”を作り上げたのは我々日本人側にあるのではないだろうか。日本と地理的にも近い中国に向けて、大企業だけではなく中小企業までもが進出したからこそ、一度中国において問題が起こった際に、ようやく様々な日本人にとっての身近な大きな危険として認識され、“チャイナリスク”として声高に呼ばれるようになったという面があると考察した。

現在の経済状況では中国に陰りが見えてきたとはいえ、大きな中間層を抱えた中国の影響はまだまだ計り知れない。中国にのみリスクがあるように感じてしまいがちだが、他国においても同等のリスクがあるのではないか。このような気づきを本研究において得られたことは一つの結果だと考える。しかしながら、中国に加えて他の BRICs 諸国との比較であったり、発展途上国同士を比較する研究をさらに進めたりすれば、本研究は深みを増すだろう。そのような研究を今後進めたい。

なお、外国語学部に籍を置きながら経済学部や法学部などの関連分野の研究視点・手法を同時に取得できるという本学ならではの研究環境に恵まれたことも本研究の所見を導くうえで重要な条件であったことを申し添える。

※注釈（注釈はカッコ付けで下に番号を付した。）

- (1) 過去の論文から 2004 年のデータのみが得られた。
- (2) フランクフルト証券取引所とは、上場銘柄のうちドイツ企業の主要 30 銘柄を対象とした株価指数である DAX 指数を扱う、ユーロ圏最大の規模の証券取引所である。（ブルームバーグより）
- (3) 銀行取引停止処分を受けると、手形交換所の加盟金融機関から 2 年間にわたり当座取引や貸出取引ができなくなる。（東京商工リサーチより）

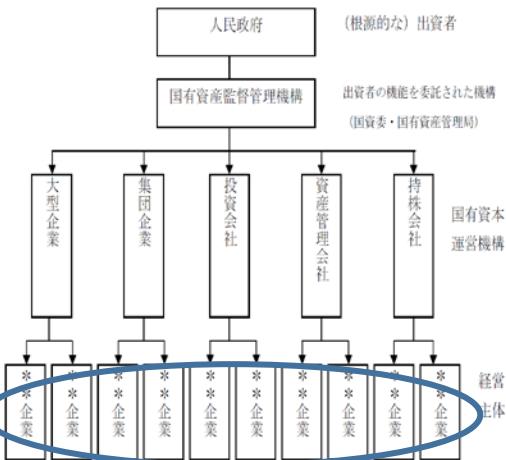


図 4 中国国有企业の構造

（西村晋）現代企業制度の下での中国国有企业の支配と統治構造 より

参照文献

- Jetro. (2007 年). 中国における M&A マニュアル.
- Jetro. (2010 年). 米国の代理店、ディストリビューター、取引回収.
- 有限责任監査法人トーマツ中国室（中央経済社）(2013 年). 中国の投資・会計・税務 Q&A (第 5 版) .
- SchäferDaniel. (2011 年 2 月 14 日). GROHE to snap up China rival. 参照先: FINANCIAL TIMES:
<http://www.ft.com/cms/s/0/4675726c-3869-11e0-959c-00144feabdc0.html#axzz3sJcWaHq5>
- 許延明(関西大学). (2007 年). 中国における会計不正問題に関する一考察.
- 近藤義雄 (千倉書房) . (2011 年). ポイント解説！中国会計・税務.
- 徐涛(九州共立大学). (2007 年). 中国における商習慣と経済制度—契約、決済、品質・納期保証を中心に—.
- 徐陽(九州共立大学). 上場企業の会計不正及び企業統治について-中国における「紅光実業株式会社」事件からの考察-.
- 上海良図商務諮詢有限公司 CEO 郁偉 . (2005 年 6 月). 中国での延滞債権と回収について. 参照先: 中国ビジネス成功への道: <http://www.searchnavi.com/~hp/lt-shanghai/jp/report/009.htm>
- 西崎賢治. (2005 年). 中国上市公司の会計不正行為一特徴と方向性一.
- 西村晋 (創価大学) . 現代企業制度の下での中国国有企業の支配と統治構造.
- 中小企業基盤整備機構独立行政法人. (2006 年). 中国における会計制度と実効のある経理関係社内規程 .
- 藤田大介 (株式会社 KPMG) . (2014 年). 日本企業の不正に関する実態調査.
- 八木三木男 (京都産業大学中国経済プロジェクト) . (2008 年). 対中企業進出の日米比較.
- 服部健治、真家陽一 (Jetro) . (2013 年). 中国ビジネスのリスクマネジメント戦略
- 北村美穂 (高知工科大学) . (2011 年). 粉飾防止とガバナンス～なぜ粉飾は絶えないのか～.
- 蔡建设的中宇卫浴：首家赴德上市企业风光五年何以股价崩盘. (2015 年 5 月 29 日). 参照先: 创业点子:
<http://www.cydianzi.com/news/show-2701.html>
- 齊藤和昇 (星雲社) . (2014 年). Q&A による中国子会社の不正リスク管理と現地化の為の人事制度及び内部監査の留意点.